販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

【 重 要 】～中小企業庁 平成28年度第2次補正予算事業～

小規模事業者 持続化補助金【一般型】

◇**経営計画** に基づき、来年度に行う**販路開拓等**への取組みに対し、**50万円（但し、以下の場合、100万円）**を上限に、補助金を（補助率：2／3）受けることができます。

・①従業員の賃金引上げ、②雇用の増加、③買い物弱者対策、④海外展開に取り組む小規模事業者には１００万円が上限となります。

・複数事業者が共同申請することもできます。複数事業者が連携する場合、上限は100万円～500万円です。＊連携小規模事業者数に比例します。

◇経営計画書の作成や販路開拓の実施の際、**年内であれば商工会議所のアドバイス**を受けることができます。

《対象となる取り組みの例》

①広告宣伝（新規顧客層を狙い、チラシを作成・配布）

②集客力を高めるための店舗改装
（幅広い年代層の集客を図るための店舗のバリアフリー化）

③商談会・展示会への出展（新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展）

④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更
（新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新）

⑤ITを活用した広報や業務効率化
（ウェブ（SNS、スマートフォン対応）サイトやネット販売システムの構築、各種管理ソフトウェアの導入）

【提出書類（必須）：様式4の発行先】

亀山商工会議所 中小企業相談所（様式4：事業支援計画書の発行依頼先）
電話：0595-82-1331［8:30～12:00、13:00～17:00（土日祝日、年末年始除く）］

【お問合わせ先・申請先】

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局（申請書類の提出先）
〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷３－１１－８
電話：０３－６４４７－０８２０［9:30～12:00、13:00～17:30（土日祝日、年末年始除く）］

【HPｱﾄﾞﾚｽ】http://h28.jizokukahojokin.info/ippan

【概　要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

小規模事業者［商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用］

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数　5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数　5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数　20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数　20人以下

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策事業の場合に限ります）、委託費、外注費

◆補助率・補助額

・補助率　補助対象経費の2/3以内

・補助額　上限50万円（雇用増加、賃金引上げへの取り組み、又は買い物弱者対策、あるいは海外展開に取り組む事業者は上限100万円）

＊複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

◆申請から補助金受領までの手続

地域の商工会議所に対する事業支援計画書の作成支援・交付依頼は、十二月末頃までにお願い致します

①経営計画書・補助事業計画書の作成

②地域の商工会議所での補助事業者の要件を満たしているか等の確認を受けるとともに、事業支援計画書の作成・交付を依頼【＊】

③送付締切までに日本商工会議所（補助金事務局）へ申請書類一式を送付

④日本商工会議所による審査・採択・交付決定

⑤販路開拓の取り組み実施

⑥所定の期限までに実績報告書等の提出

⑦日本商工会議所による報告書等の確認

⑧報告書等の不足・不備がないことの確認が終わり次第補助金を請求・受領（精算払い）

商工会議所のアドバイス等を受けることができます

※「買い物弱者対策の取組」を申請しようとする場合は、取組を行う地域の市区役所・町村役場が発行する「推薦書」が必要となります。

【＊】本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの、地域の商工会議所への相談や「事業支援計画書」の交付依頼等を行うことはご遠慮ください。

◆手続きの期限等

	平成28年度第２次補正予算【一般型】
１．申請受付開始	平成２８年１１月４日（金）
２．日本商工会議所（補助金事務局）への申請書類一式の送付締切（上記③）	平成２９年１月２７日（金）【最終日当日消印有効】
３．採択結果公表	平成２９年３月中旬予定
４．補助事業の実施期限	交付決定通知受領後から平成２９年１２月３１日（日）まで